

平成26年6月20日

平成26年度消費者庁におけるテレワークの取組について

消費者庁では、庁内全体の業務の効率化を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に寄与するという観点から、昨年度以降、管理職を中心にタブレット型端末を貸与し、テレワークの取組を実施しています（注）。

本年度は、これまでのモバイル型テレワークに加え、新たに在宅型テレワークを実施します。

（注）管理職を中心に、現在約30台のタブレット型端末を貸与中。

<在宅型テレワークの取組の内容>

（1）夏季期間中の管理職による在宅型テレワークの試行

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて組織的に対応するためには、まずは、管理職が率先して、仕事の段取りの「見える化」や計画的な時間管理による業務の効率化に取り組み、職場全体でワークスタイルの変革を進める必要があります。在宅型テレワークの推進は、そのための有効な手段です。夏季期間中（7～9月）、タブレット型端末を貸与された管理職は、週1日程度、在宅型テレワークを試行することとします。

（2）出張用端末及び通信機器を活用した在宅型テレワークの実施（9月以降）

前記（1）の管理職による在宅型テレワークの経験等を踏まえ、9月以降、子育て・介護等の職員の事情や業務内容等を考慮した上で、週1日程度、職員数名を対象に出張用端末及び通信機器を活用した在宅型テレワークを実施します。

また、在宅型テレワークの対象者は段階的に拡大する予定です。

【本件問合せ先】

消費者庁総務課 長谷川、尾原、友行
電話：03-3507-9152（直通）
FAX：03-3507-9296

【参考1】

消費者庁職員の「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて

消費者庁が消費者の皆様の安心・安全を守っていくという重要な役割を果たすためには、全職員が健全な心と健康な身体を保っていくことが不可欠です。そのためには、自らの健康、生活そして家族を大切にしていきたいと思えます。家事に参加をし、育児や介護を積極的に担うなど、そこで得たもの、感じたものを御自身の仕事にも生かしていただきたいと考えます。

これまで消費者庁では定時退庁日や定時退庁週間の取組の他、育児のための短時間勤務制度を活用されている職員もいらっしゃると思いますが、仕事と生活の調和が実現しているとは言い難い状況にあります。

特に、これまで仕事に当てていた時間を家庭等での時間に振り替えることで、消費生活を充実させていく中で一生活者としての「気づき」がきっとあるはずです。そうした「気づき」を仕事に活かすためにも、仕事と育児、介護、趣味、レジャー、自己研鑽等を両立させるなど、自己のライフスタイルを見直していきましょう。

管理職の皆さんは、まず率先してこうした仕事と生活の調和の実現にあたってください。また、部下がこうした取組にあたることができるようにしっかりと応援してください。さらに、こうした職員を積極的に評価していただくようお願いいたします。

消費者の立場に立った仕事を進めていくためにも、「ワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて、消費者庁が一丸となって取組を進めていただきますよう宜しくお願いします。

平成 25 年 3 月 19 日
内閣府特命担当大臣（消費者）
森まさこ

【参考 2】

世界最先端 IT 国家創造宣言（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）（抄）

2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

（5）雇用形態の多様化とワーク・ライフ・バランス（「仕事と生活の調和」）の実現

若者や女性、高齢者、介護者、障がい者を始めとする個々人の事情や仕事の内容に応じて、クラウドなどの IT サービスを活用し、外出先や自宅、さらには山間地域等を含む遠隔地など、場所にとらわれない就業を可能とし、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を実現するとともに、テレワークを社会全体へと波及させる取組を進め、労働者のワーク・ライフ・バランスを実現する。

このため、特に就業継続が困難となる子育て期の女性や育児に参加する男性、介護を行っている労働者などを対象に、週一回以上、終日在宅で就業する雇用型在宅型テレワークにおける、労働者にやさしいテレワーク推奨モデルを産業界と連携して支援し、2016 年までにその本格的な構築・普及を図り、女性の社会進出や、少子高齢化社会における労働力の確保、男性の育児参加、仕事と介護の両立などを促進する。

また、行政機関としても、引き続き、テレワークを推進するなど、ワークスタイルの変革を進めることが重要である。